いの町紙の博物館会館管理運営委託業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、いの町紙の博物館会館管理運営委託業務(以下「本業務」という。)の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 いの町紙の博物館会館管理運営委託業務
- (2) 業務の目的 いの町紙の博物館の管理運営業務の一部である、受付、紙すき体験指導、清掃に係る業務を包括してひとつの業者に委託し、その運営に関するノウハウや経験を活用することにより、顧客サービスの向上及び施設の利用促進を図るため、プロポーザル方式により、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も的確と判断される業者を選定することといたします。
- (3) 業務内容 ①いの町紙の博物館の受付業務
 - ・施設の利用促進
 - ・施設への入場料及び施設使用料等の徴収
 - ・その他、顧客サービス等施設運営に付随する業務
 - ②紙すき体験業務
 - ・紙すき体験者への指導
 - ・その他、紙すき体験等に付随する業務
 - ③施設等の清掃業務
 - 日常清掃業務
 - ・床ワックス掛け
 - ・ガラス清掃
 - 施設周辺整備
- (4) 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 事業規模(提案限度価格)

金39,270,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものでは ないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、指名型で実施します。

4 指名理由

指名する理由は、次のとおりです。

- (1) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務(以下「該当業務」という。)の 実施年度において、いの町一般競争(指名競争)入札参加資格を有している者であること。
- (2) 高知県内に主たる営業所(本社または本店、支店等)を置いていること。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る技術的能力と十分な財務的基礎を有していると思われること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (5) いの町建設工事入札参加資格停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除 措置対象者に該当しない者であること。
- 5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

令和2年12月24日(木)
令和2年12月25日(金)から
令和3年 1月 8日(金)まで
※12月27日(日)~1月1日(金)·
1月4日(月)は休館日
令和3年 1月 8日(金)
令和3年 1月15日(金)
令和3年 1月20日(水)
令和3年 1月20日(水)から
令和3年 1月27日(水)まで
令和3年 2月 4日(木) 予定
令和3年 2月中旬 予定
令和3年 3月下旬 予定
令和3年 2月下旬 予定

6 参加手続

- (1) 実施要領・仕様書等の確認
 - ① 質問の受付及び回答
 - 1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式5)によるものとし、電子メールまたは FAXにより提出してください。

2) 受付期間

令和2年12月25日(金)9時から令和3年1月8日(金)17時までとします。送信後はその旨を必ず電話にてご連絡ください。

なお、電話・口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けません。質問内容及び 回答については、すべての参加事業者に対して通知します。

また、12月27日(日)~1月1日(金)・1月4日(月)は休館日となります。

3)提出先

いの町紙の博物館 TEL: 088-893-0886 FAX: 088-893-0887 E-mail: tosawasi@bronze.ocn.ne.jp

4)回答方法

令和3年1月15日(金)15時以降に、町公式ホームページに掲載します。

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加の意思を確認したいので、別紙「参加表明書(様式1)」を提出してください。

- ① 提出期限 令和3年1月8日(金)17時必着
- ② 提出場所 いの町紙の博物館

〒781-2103 高知県いの町幸町110-1

- ③ 提出方法 郵送又は持参
- ④ 提出部数 1部

(3) 参加辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙「参加辞退届(様式2)」を提出してください。

- ② 提出場所 いの町紙の博物館

〒781-2103 高知県いの町幸町110-1

- ③ 提出方法 郵送又は持参
- ④ 提出部数 1部

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

下記ア~エの書類を1冊にとじ、表紙以外のすべてにページ番号を付してください。

ア. 企画提案書(様式3及び任意様式)

※委託業務内容の具体的な実施手法、その他PR事項等を記載

※任意様式はすべてA4サイズで統一(A3版の折込可)

イ. 事業所概要書(様式4)

※事業所パンフレット等を添付

※直近の2年間の実績を記載(様式に記載しきれない場合は別紙可)

- ウ. 個人情報保護に関する方針等(任意様式)
- エ. 見積書及び見積内訳書(任意様式)

② 提出期間

令和3年1月20日(水)から令和3年1月27日(水)まで(受付時間帯は、休館日を除く9時から17時までとします。)

③ 提出場所

いの町紙の博物館 〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町110-1

④ 提出方法

提出書類を担当部局まで郵送または持参してください。

※郵送の場合は、提出期限必着とします。

※持参の場合は、休館日を除く9時~17時のみ受付します。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本5部とします。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

①審査会

開催日:令和3年2月4日(木)予定

場 所:いの町役場本庁舎(高知県吾川郡いの町1700-1)

※1月29日(金)に時刻等、正式に通知を行います。日時に変更が生じた場合は随時お知らせします。

②プレゼンテーション

- ・1 事業者あたり50分以内(プレゼンテーション30分・質疑応答20分)とし、時間は別途お知らせします。
- ・1事業者の出席者は、3人以内とします。
- ※審査結果は、確定後、すべての業者に文書で通知します。
- ※審査後、選定者と提案等の内容をもとに、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の交渉を 行います。この交渉が不調の時は次点者と交渉するものとします。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町紙の博物館会館管理運営委託業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審查方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容) 及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。 なお、審査は非公開とし、参加を申 し込んだ事業者が1社であっても、審査会は実施します。

審査項目	評価事項	採点割合
管理運営の 基本方針	業務を受託するにあたっての考え方(個人情報保護やクレーム等への対応も含む。)が妥当か。 現状を認識のうえ、課題への対応などについての	20/100
	基本的な方針が示され、その方向性が妥当か。	
事業計画	管理運営を十分に行っていくことができる組織体制や人員配置の計画が提案されているか。(緊急時の体制を含む。)	20/100
	施設の利用促進につながる計画が提案されているか。	20/100
	顧客サービスの向上につながる計画が提案されて いるか。	10/100
	経費の効率化につながる計画が提案されている か。	10/100
	類似業務の実績やその内容がどうか。	10/100
経費見積	効率的で妥当と認められる経費が見積もられてい るか。	10/100

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。 なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和3年2月下旬以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結することと します。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締 結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、 提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の 留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模(提案限度価格)を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(町からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。

- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式2)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。) することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ① 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。
- ② 本件は、令和3~5年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約 として成立しません。

13 問い合わせ先

所在地 〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町110-1

担当部署 いの町紙の博物館 担当 田邊

電話番号 088-893-0886

FAX 番号 088-893-0887

E - m a i l tosawasi@bronze.ocn.ne.jp